公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

本システムは、国の現行健康保険証が廃止され、マイナンバーカードへの一本化になったことを受け、マイナンバーを活用した情報照会を可能とする機能を追加するとともに、医療費助成等の制度ごとに構築されているシステムを一本化することによって、業務の効率化を図り、肝炎対策業務の推進を目指す。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 予算額

22,580千円(消費税および地方消費税を含む。)

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限 令和7年11月7日(金) 午後5時(必着)

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限令和7年11月12日(水) 午後3時(必着)

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和7年11月14日(金)中に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。 ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者にのみ回答する。

- (4) 提案書提出場所及び期限
 - ① 提案書提出場所 広島県健康福祉局薬務課
 - ② 提案書提出期限

令和7年11月18日(火)午後3時(必着)

- (5) 提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリング実施方法等
 - ① 実施日時 令和7年11月21日(金)午前
 - ② 実施方法 オンライン (Zoom) 午前 (別に指定する時間)
 - ③ 出席者 公募型プロポーザル参加資格を有している事業者
- (6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書(以下「申請書」という。) について
 - ① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に 掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。
 - ア 広島県の納税証明書(発行日が申請日から3か月以内のもの)
 - イ 消費税及び地方消費税(国税)の納税証明書(発行日が申請日から3か月以内のもの)
 - ウ 会社概要説明書

- エ 電子データの保存等に関する申出書
- ② 申請書及び前号に定める必要な書類(以下「申請書等」という。)の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- ④ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、 簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じ るものに限る。(民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。)
- (6) 仕様書及び図面(以下「仕様書等」という。) について
 - ① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、書面により提出すること。
 - ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にの み回答する。
- (7) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
 - ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
 - ② 上記の通知を受けた者は、広島県健康福祉局薬務課に対してその理由説明を求めることができる。
 - ③ この説明を求める場合は、令和7年11月26日(水)までに、その旨を記載した書類を提出すること。
 - ④ 上記に対する回答は、令和7年11月27日(木)中に、書面により行う。
- (8) 支払条件

業務完了後の精算払いとする。

(9) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(10) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の 負担とする。

- (11) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行 うことがある。
- (12) 提出された提案書について
 - ① 提出された提案書は、返却しない。
 - ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。 ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領 物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約内容の確定

公告に定める方法により決定した最優秀提案者と提出された提案書を基に協議を行い、協議が整った場合に県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を確定する。この協議の際、提

出された提案書の内容を一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあっては、次点の評価を得たものと協議の上、契約を締結する場合がある。

- (3) 契約事項に関する規則 広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (4) 契約保証金

公告に定めるとおり

(5) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約 適用なし

4 添付書類

- 1 公告の写し
- 2 申請様式類
 - (別記様式第4号) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書
 - (様式1) 会社概要説明書
 - (様式2) グループ構成書
 - (様式3) 委任状
 - (別記様式第3号) 仕様書等に対する質問書の様式
 - (様式4) 電子データの保存等に関する申出書
 - (様式5) 取り下げ願い
- 3 仕様書
- 4 機能要件書
- 5 公募型プロポーザル提案書作成要領
- 6 企画提案書(鑑)
- 7 企画提案評価基準
- 8 契約書(案)業務約款、個人情報取扱特記事項、情報セキュリティに関する特記事項

【問い合わせ先】

広島県健康福祉局薬務課 担当 玄道、乙重 電話 082-513-3078 (ダイヤルイン)